

外国人労働者の雇用に関する現状

1 基本的な考え方

近年、我が国を訪れる外国人は増加の一途をたどっている。平成24年に836万人であった訪日外国人旅行者数は、昨年初めて3千万人を超え、我が国に在留する外国人も平成30年6月末時点で264万人、我が国で就労する外国人も平成30年10月末時点で146万人と、それぞれ過去最多を記録している。

政府においては、これまで、平成18年に取りまとめた『生活者としての外国人』に関する総合的対応策』に基づいて外国人が暮らしやすい地域社会づくり等に努めてきたが、今般、新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」(以

下「新たな在留資格」という。)の創設(平成31年4月施行)を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となつて、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(以下「総合的対応策」という。)を取りまとめるに至った。

総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものである。

今後、在留外国人の増加が見込まれる中で、政府として、法務省の総合調整機能の下、外国人との共生社

会の実現に必要な施策をスピード感を持って着実に進めていく。

もとより、外国人との共生をめぐる状況は、絶えず変化し続けていくものであり、総合的対応策に盛り込まれた施策を実施していれば足りるというものではない。国民及び外国人の声を聴くなどしつつ、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、必要な施策を随時加えて充実させながら、政府全体で共生社会の実現を目指していく。

2 外国人雇用の現状

1. 在留外国人数と我が国の総人口に占める割合の推移(図表1)

国内における在留外国人数は、平成20年のリーマンショックから平成23年の東日本大震災後にかけて一時減少傾向にあったものの、平成29年末現在、約256万人(総人口に占める割合…2.02%)となり、過去最高を更新している。

対前年増加数は約18万人(対前年増加率7.5%)で5年連続で増加している。

2. 外国人労働者の状況―「外国人雇用状況」の届出状況まとめより(平成30年10月末現在)

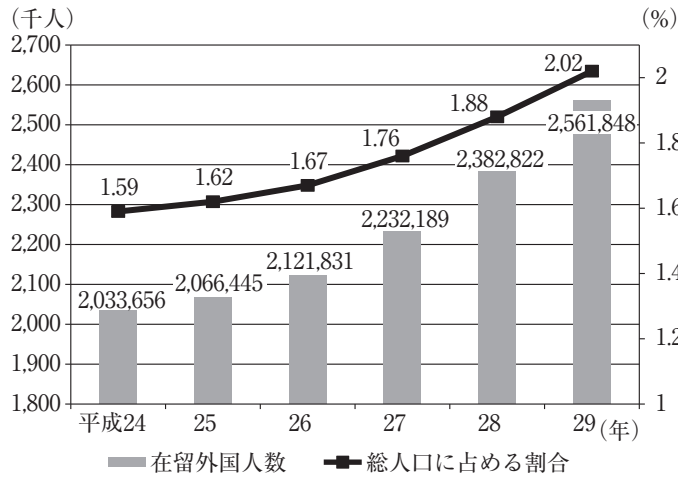
外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(以下、「労働施策総合推進法」という。)に基づき、外国人労働者の雇う管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務付けている。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者(特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。)であり、数値は平成30年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものである。

労働者全体の状況について、外国人労働者数は146万463人。前年同期比で18万1,793人(14.2%)増加し、過去最高を更新した。増加した要因として、

・政府が推進している高度外国人材や留学生の受入れが進んでいること。

図表1 在留外国人数と総人口に占める割合の推移



資料出所：法務省「在留外国人統計」
 (注1) 本数値は、各年12月末現在の統計である。
 (注2) 本数値は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人数である。
 (注3) 我が国の総人口に占める割合は、総務省「人口推計」による、各年10月1日現在の人口を基に算出した。

図表2 「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

・雇用情勢の改善が着実に進み、「永住者」や「日本人の配偶者」等の身分に基づく在留資格の方々の就労が進んでいること。
 ・技能実習制度の活用により技能実習生の受入れが進んでいること。
 等が背景にあると考えられる。
 また、出入国管理及び難民認定法上、就労が可能となる形態別の外国人労働者数は、以下のとおりとなる。

- (1) 就労目的で在留が認められる者 約27・7万人(いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」【図表2】)
- 有する在留資格に該当する活動の範囲内で就労が可能である。
- (2) 身分に基づき在留する者 約49・6万人(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者」等)

これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能である。

(3) 技能実習 約30・8万人
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的である。
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった

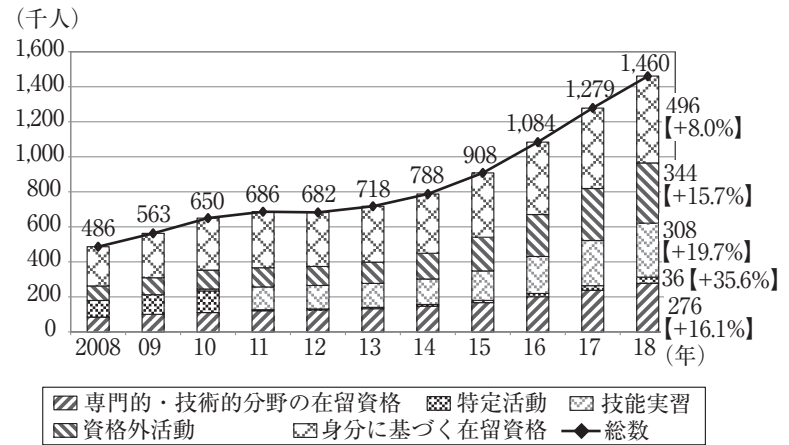
(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

(4) 特定活動 約3・6万人(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)

「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定する。

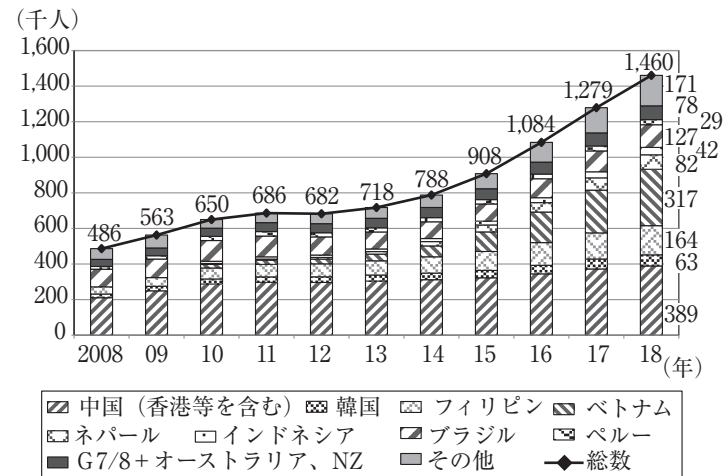
- (5) 資格外活動(留学生のアルバイト等) 約34・4万人
 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受けられる活動が許可。
3. 在留資格別にみた外国人労働者数の推移【図表3】
 在留資格別にみると、「特定活動」(35・6%)、「技能実習」(19・7%)、「専門的・技術的分野の在留資格」(16・1%)の伸び率が大きい。
4. 国籍別にみた外国人労働者数の推移【図表4】

図表3 在留資格別にみた外国人労働者の推移



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）」
 注1：【 】は、前年同期比を示している。
 注2：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師等が該当する。
 注3：「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。
 注4：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うもの。
 注5：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの（原則、週28時間以内）であり、留学生のアルバイト等が該当する。

図表4 国籍別にみた外国人労働者の推移



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）」

国籍別に直近の状況を見ると、中国が最も多く38万9,117人で、外国人労働者全体の26.6%を占めている。次いで、ベトナムが31万6,840人（同21.7%）、フィリピンが16万4,006人（同11.2%）の順となっている。

直近の推移をみると、特にベトナムについては対前年同期比で7万6,581人（31.9%）と大幅に

増加している。

また、インドネシアについては同7,427人（21.7%）、ネパールについては同1万2,451人（18.0%）増加している。

5. 日本で就労する外国人労働者（在留資格・国籍別）【図表5】

ベトナムは「技能実習」が45.1%、次いで「資格外活動（留学生等）」

が39.4%となっている。

インドネシアは「技能実習」が60.0%となっている。

ネパールは「資格外活動（留学生等）」が79.5%となっている。

6. 産業別外国人労働者数【図表6】

「製造業」が29.7%を占め、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が15.8%、「卸売業、小

売業」及び「宿泊業、飲食サービス業」がそれぞれ12.7%となっている。

7. 外国人雇用事業所数の推移【図表7】

外国人を雇用する事業所数は平成30年10月末時点で過去最高の21万6,348カ所となっている。前年同期比で2万1,753カ所（11.2%）増加し、過去最高を更新した。特に、平成26年以降は毎年約2万事業所ペースで増加している。

都道府県別にみると、以下のとおり。

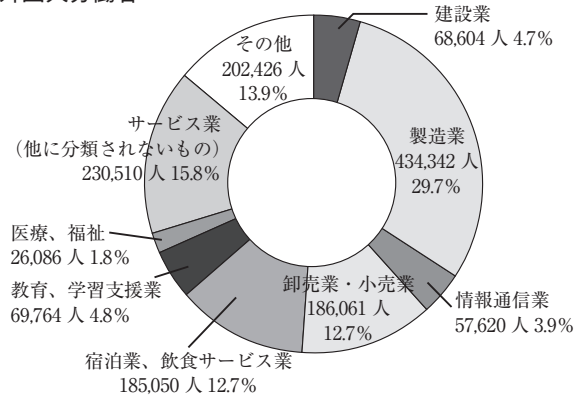
- ① 事業所数が多い上位3都府県
 - ・ 東京5万8,878カ所「前年同期比9.0%（4,858カ所）増」
 - ・ 愛知1万7,437カ所「前年同期比11.6%（1,812カ所）増」
 - ・ 大阪1万5,137カ所「前年同期比17.1%（2,211カ所）増」
- ② 増加率が高い上位3県
 - ・ 宮崎860カ所「前年同期比23.7%（165カ所）増」
 - ・ 熊本2,438カ所「前年同期比22.8%（452カ所）増」
 - ・ 鹿児島1,393カ所「前年同期比19.3%（225カ所）増」

図表5 日本で就労する外国人労働者（在留資格・国籍別）

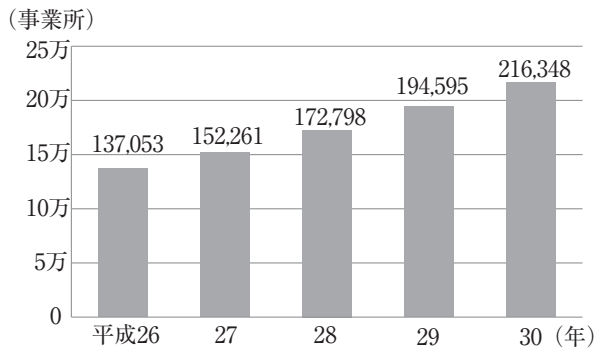
在留資格	総数	①専門的・技術的分野	②身分に基づく在留資格	③技能実習	④特定活動	⑤資格外活動
全国籍計	1,460,463	276,770	495,668	308,489	35,615	343,791
中国	389,117	103,237	103,827	84,063	4,660	93,315
韓国	62,516	27,893	22,828	85	3,138	8,564
フィリピン	164,006	9,827	117,125	29,875	5,073	2,098
ベトナム	316,840	31,979	12,405	142,883	4,570	124,988
ネパール	81,562	9,041	3,665	399	3,573	64,875
インドネシア	41,586	3,766	5,434	24,935	3,020	4,431
ブラジル	127,392	863	126,162	105	42	217
ペルー	28,686	97	28,440	54	22	72
その他	248,758	90,067	75,782	26,090	11,517	45,231

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）」

図表6 産業別外国人労働者



図表7 外国人雇用事業所数の推移



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）」

3 外国人雇用を巡る状況

1. ハローワークにおける外国人労働者の職業相談体制

外国人労働者は、一般的に、我が国の労働関係法令や雇用慣行に関する知識を十分に有していないなどの

課題がある。このため、厚生労働省においては、外国人の方が多く居住するハローワークを中心に通訳や専門の相談員を配置し、就職支援を行っているほか、ハローワークにおいて、事業主に対し、雇用管理の改善に向けた助言・指導等を行っている。特に、機能特化型の就職支援サービスは、以下のとおり。

- ① 外国人雇用サービスセンター
 - ・対象者…高度外国人材（就労目的の在留資格の外国人、日本での就職を希望する外国人留学生）に対する就職支援。
 - ・設置数…4拠点（東京、名古屋、大阪、福岡）
 - ※福岡は令和元年8月開設予定。
 - ・支援内容…高度外国人材の就業を

2. 外国人雇用管理指針の見直し

外国人労働者は、日本の雇用慣行に関する知識や求職活動に必要な情報を十分に有していない場合もある

- ② 留学生コーナー
 - ・対象者…日本での就職を希望する外国人留学生（既卒含む）
 - ・設置数…21拠点（一部の新卒応援ハローワークに設置）
 - ・支援内容…外国人雇用サービスセンターと連携し、担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施。
 - ③ 外国人雇用サービスコーナー
 - ・対象者…日系人等の身分に基づく在留資格の外国人を中心とした外国人全般
 - ・設置数…129拠点
 - ・支援内容…地域の特性に応じた言語の通訳員を配置し、専門相談員が就職支援を実施。
- このほか、全国のハローワーク（544拠点）においても、外国人労働者が離転職した際の職業相談等に対応している。

ことから、労働施策総合推進法第7条において、事業主に対し、その雇用する外国人が能力を有効に発揮できるよう、雇用管理の改善と再就職援助の努力義務が課されている。そして、それらについて事業主が適切に対処できるよう、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（平成19年厚生労働省告示。以下「外国人雇用管理指針」という。）において、適正な労働条件の確保、安全衛生の確保、適切な人事管理、など努めべき雇用管理の内容や事業主が遵守すべき法令などを規定している。

さらに、外国人雇用管理指針が制定された平成19年以降、外国人労働者の増加・多様化など、外国人労働者を取り巻く環境は大きく変化しており、また、総合的対応策においても、外国人労働者について適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保に努めていく必要があるとの方針が盛り込まれた。このような背景を踏まえ、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会での公労使による議論を経て、外国人雇用管理指針の見直しを行った（平成31年4月1日より適用）。改正

後の指針に新たに盛り込まれた主な事項は以下のとおり。

- ・ 時間外・休日労働の上限規制の遵守、労働時間の状況の客観的方法での把握などの働き方改革関連法の内容
- ・ 適正な賃金の支払い、強制貯蓄の禁止などの労働条件の確保に関する事項
- ・ 母国語その他外国人が理解できる言語又は平易な表現の日本語による説明
- ・ 人事管理に関する運用の公正性の確保などの雇用管理の改善に関する措置
- ・ 離職時や社会保険の適用事業所以外の事業所における国民健康保険・国民年金への加入支援などの社会保険の加入に関する措置
- ・ 行政・医療・金融機関等に関する情報提供や同行などの地域社会における生活支援

4 新たな在留資格の創設

1. 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要
改正入管法においては、新たな在

留資格に係る制度の適正な運用を図るため、制度の意義に関する事項や求められる人材に関する基本的な事項等について基本方針を定めなければならぬとされているところ、当該基本方針（平成30年12月25日閣議決定）の概要は以下のとおり。

(1) 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築する。

(2) 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

① 特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）。

② 人材が不足している地域の状況に配慮
大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める。

③ 受入れ見込み数

分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載する。

(3) 求められる人材に関する事項

【図表8】参照。

図表8 求められる人材に関する事項

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験が必要とする技能（※）	熟練した技能（※）
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力（※）	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

（※）分野所管行政機関が定める試験等で確認

(4) 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

① 国内における取組等

法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除を徹底する。

② 国外における取組等

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

③ 人手不足状況の変化等への対応

分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握する。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議する。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討する。

・向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用する。

④ 治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる。

(5) 制度の運用に関する重要事項

① 1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援を行う。

転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施する。

② 雇用形態

フルタイムとした上で、原則として直接雇用する。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記する。

③ 基本方針の見直し

改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直す。

2. 分野別運用方針の概要

前記の基本方針に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針が、14分野（介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業）において示された（平成30年12月25日閣議決定）。各分野別運用方針においては、5年間の最大値としての受入れ見込み数（14分野合計で34万5,150人）、求められる人材の基準、雇用形態等が示されている。

3. 今後の方針

本年4月に特定技能外国人の受入れが開始されたが、新たな在留資格に基づく外国人労働者についても、他の就労目的の在留資格等と同様、ハローワークにおける再就職支援や外国人雇用管理指針等に基づく事業主の雇用管理改善への取組等、基本的な雇用対策の方針について変わる場所がない。

ただし、改正入管法に基づく基本方針において、特定技能外国人の受入れにおける関係行政機関の取組が

規定されている。厚生労働省は、国内労働市場の動向を注視するほか、外国人が「特定技能」の在留資格に基づく活動を適切に行い、その有する能力を有効に発揮できる環境の整備として、労働条件の確保及び雇用の改善を図ることとされている。具体的には、都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワーク等を通じた特定技能所属機関や人材あわせん機関への指導・監督や、出入国在留管理庁が把握した、特定技能所属機関等による労働関係法令違反の疑いがある情報等の提供を受けたときは、これを指導・監督等の端緒として活用すること等が盛り込まれている。

こうした点も踏まえ、厚生労働省では労働条件などルールに則った外国人雇用について、毎年6月に政府全体で行っている「外国人労働者問題啓発月間」の機会等も活用しながら、今後、事業主等を対象として更なる周知・啓発に取り組んでいく。

